

岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第7号

岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員及びその職務) 第6条 [略] 2 中学校に、前項の職員のほか、教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師、養護助教諭及びその他の職員を置くことがある。 3 校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員並びに教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師及び養護助教諭の職務は、学校教育法第49条において準用する同法第37条第4項から第12項まで、第14項から第17項まで及び第19項に定めるとおりとする。 4 [略]	(職員及びその職務) 第6条 [略] 2 中学校に、前項の職員のほか、教頭、主幹教諭、指導教諭、 <u>指導養護教諭</u> 、助教諭、講師、養護助教諭及びその他の職員を置くことがある。 3 校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員並びに教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師及び養護助教諭の職務は、学校教育法第49条において準用する同法第37条第4項から第12項まで、第14項から第17項まで及び第19項に定めるとおりとし、 <u>指導養護教諭の職務は、同法第49条において準用する同法第37条第12項に定めるもののほか、養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うこととする。</u> 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。